

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 2 ）			
日 時	平成 1 2 年 1 0 月 3 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 5 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	武井委員長、松本（光）副委員長、横田・中村・大畠・中島・古沢・新野・次木・渡部・斉藤（陽）・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、監査委員・樽病両事務局長、保健所長 ほか関係理事者 （消防長 欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大島委員、中島委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

佐藤利次委員が渡部委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

不能欠損調書等の書類閲覧のため、秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決定しました。

(秘密会)

休憩 午後2時27分

再開 午後3時00分

○委員長

会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、順序は共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

○古沢委員

平成11年度の入札状況について

平成11年度の入札の状況について、契約管財課の方で取り扱っている分に基づいて質問したいと思います。

まず、いわば契約のルールと申しますか、担っているものが歳出の中で言うところの投資的経費、主に普通建設事業費ですが、これに、そのほか物件費とか維持補修費があると思いますが、それぞれの金額と歳出合計に占める割合について、確認の意味からまずお示しいただきたいと思います。

○財政課長

普通会計ということでお答えをさせていただきますけれども、まず、投資的経費につきましては113億9,500万円、歳出総額に占める割合は14.6%でございます。そのうち普通建設事業費につきましては113億4,500万円ほどで、構成比につきましては14.5%、それから、物件費につきましてはおおよそ49億円ございまして、構成比が6.3%、維持補修費につきましては17億9,500万円程度で構成比は2.3%でございます。

○古沢委員

ついでにお伺いしておきたいと思いますが、普通建設事業費のうち土木費はどの程度を占めていますか。

○財政課長

申しわけございません。ただいまの詳しい内容につきましては後ほどご報告させていただきます。

○古沢委員

最近特に世上を騒がせていると申しますか、北海道における農業土木の談合の問題とか、さらには、札幌市における事件など、こういうものが公共事業をめぐって大きく道民、市民の怒りを買っているわけですが、いろいろ考えてみましたが、本来こうした公共事業というのは、地域住民、市民の生活を維持して発展させる、そういう意味で言えば公共的機能を持つ、こうした自治体経費だと思えます。

しかし、その支出の方法が実は契約という市場原理と申しますか市場的形態をとる、そこに企業とか業界とか資本の論理が入り込んでくる条件があるのだと思えます。地方自治体での入札をめぐる北海道や札幌市などで起きているような談合や特定の業者との癒着の問題や、そうしたことを通じて起きてくる自治体関係者と業者との贈収賄

事件、こういったものが生まれてくる土台もまたそこにあるのではないかというふうに受けとめているわけですが、この点について、最初に市長のご見解をお伺いしておきたいと思います。

○市長

道庁なり札幌市でのいろいろな事件でございますけれども、報道でしか内容を承知してませんけれども、やはり一番の問題は個人のモラルという、そういった問題があるかと思ひますし、また従来から行ってきた入札方法にも、何らかのそごといひますか問題もなかったのかなと思ひます。

いずれにいたしましても、市の発注する工事等の入札におきましては、いささかも市民の皆さんから疑惑、疑念を抱かれないようなことでやらなければなりませんし、公正で透明性が保たれるということが絶対必要なことだろうと思っております。

○古沢委員

それでは、地方自治法の第234条ですが、その第1項で契約の方法について規定している。一般競争入札、そして指名競争入札、随意契約または競り売りの方法、これによることとしておりますが、この1項の規定は、原則是一般競争入札だという規定だというふうに理解するということについては大方の一致するところだと思ひます。第2項では、政令で定める場合に該当するときに限りということで、指名競争入札、随意契約、競り売りを定めている。では、平成11年度における当市の契約方法、契約方法別の執行状況をお知らせいただきたいと思ひます。

○契約管財課長

平成11年度における小樽市での入札状況ですけれども、小樽市では一般競争入札は11年度は実施しておりません。全件指名競争入札となっております。

○古沢委員

一般競争入札がない理由は何かありますか。

○契約管財課長

委員ご指摘のとおり、法については一般競争入札を原則としておりますが、当然、透明性や公正性の面からメリットが大きいわけです。その反面、デメリットもございます。不適、不誠実な業者の排除が難しいとか、また過当競争が起きるとか、あと契約事務量が膨大になる。こういうデメリットを抱えております。

小樽市におきましては、工事の内容とか規模等の問題もあると思ひますが、地元業者優先という観点から、先ほどのデメリットも勘案しまして指名競争入札を採用しているという現状でございます。

○古沢委員

おおよその点は今のご答弁でわかるような気もするんですが、ただ、小樽市の契約規則というのがありまして、その第12条では、この指名競争入札の第3条から第8条までの規定は準用しなさいと書いてありまして、要するに一般競争入札の手順を準用しなさいという規定です。準用してやるとすれば、指名競争入札も煩雑なんです。

ですから、もう1つは、最初に言われた、どんな業者が入ってくるかわからんんじゃないかということは、入札資格要件のところではそういったものについては一定程度心配をなくすることもまたできるのだろうと私は思ひますが、それは後ほど触れる点と関連しますが、具体的にお尋ねしていきたいと思ひます。市内の格付区分別の指名登録業者数。土木一式と建築一式、とりあえずこの2つで結構ですが、業者数、ランク別にどういうふうになっているかお知らせください。

○契約管財課長

業者のランク別数でございますけれども、建築一式につきましてはA1からDまで分かれております。A1業者が7社、A2が4社、Bが13社、Cが13社、Dが23社となっております。土木一式につきましては、A1が9社、A2が9社、Bが15社、Cが12社、Dが63社となっております。ただ、建築、土木のDのランクにつきましては、昨年の指名段階の数字ですので、若干増減があるかもしれません。

○古沢委員

これは言うところの市内業者というふうに考えてよろしいですね。

○契約管財課長

市内業者及び市内業者同様の扱いをしている業者が数社含まれてございます。

○古沢委員

それでは、小樽市は指名競争入札ですから、この方法について幾つかお尋ねしたいと思うんですが、入札に参加する業者の指名についてはどのように行っていますか。

○契約管財課長

業者の指名につきましては、その工種、例えば建築、土木ですね。それと設計金額によりまして、その該当するランクの市内全業者を指名してございます。

○古沢委員

予定価格と入札経過の公表ですが、現在行われておりますが、何年から行われるようになりましたか。

○契約管財課長

予定価格の事後公表についてでございますけれども、平成10年6月から実施しておりますが、4月まで遡及してやっておりますので、実際的には平成10年度から公表しているというふうになってございます。

○古沢委員

平成10年の2月に、中央で建設審議会が開催されまして、この中で予定価格の事後公表、これによって不正な入札の抑止力になり得るのだということを含めた建議がされております。当市の10年度から事後公表を行っているというのはこれを受けてのことだというふうに理解しますが、それでは、そのことによって何がどのように改善されているか、整理されておりましたらご報告いただきたいと思います。

○契約管財課長

事後公表でございますので、目に見えて変わった点というのはなかなか難しいと考えております。ただ、応札業者の積算の妥当性の向上というか、積算能力を高めるという意味での効果は上がっていると考えております。また、一般市民でもその予定価格を見ることができるようですので、情報公開の流れとか、それから契約手続の透明性の確保という観点からも一定の改善が見られているのではないかと考えております。

○古沢委員

もう1点ですが、最低制限価格制度と低入札価格調査制度、これは当市では導入していませんね。

○契約管財課長

当市では今の2つの制度は導入してございません。

○古沢委員

平成11年度執行分の平均落札率はどのようになっているのか。

○契約管財課長

平成11年度の予定価格に対する落札率ということでございますが、平均で97.9%となっております。

○古沢委員

約98%ですね。11年度の入札状況について私なりに見させていただいたんですが、平均98%の落札率ですが、約4本に1本は99%台です。極めて高い、いわば高値落札というか、そういう状況になっておりますが、私が見た目で間違いがないかどうか確認したいと思います。

○契約管財課長

先ほど申し上げました平均数値97.9%ということですので、委員のごらんになった結果については間違いのないというふうに考えます。

○古沢委員

一般であれ競争であれ、入札に複数の、いわば多数の業者を参加していただいて執行するわけですが、これはつまるところは、小樽市にとって、自治体にとって最も有利な価格で入札した相手と契約をする。そういう方法だと思うんです。しかし、これが現実には数字を見る限り生かされていない。平均で98%、4本に1本は99%を超える。極めて高値落札になっている。こうした落札価格が、言うところの上限張りつき、こうした状態になっているその理由、要因、どのように受けとめられておられますか。

○契約管財課長

いろいろ要因はあると思いますけれども、一言で言いますと、応札業者の積算能力の向上ということは考えてございます。あと、1回の入札で落札しないケース、2落、3落というケースもございますので、そういう場合は当然予定価格に近い落札金額になってくると考えております。そういう影響もあると考えてございます。

○古沢委員

よくわからないんです。低い者を落札者にする競争入札ですから、予定価格により近づくということはその逆の現象であって、積算能力が高まった結果、予定価格にほぼ近いところで参加業者が一定の目安を定めるというのは仮にわかるとしても、それでは、各業者が大体この線だろうと、小樽市が言っている予定価格は。そうすれば、この仕事を自分がとりたいてとして参加するわけだから、予定価格の近いところで札を入れたら落ちるか落ちないかというのは自明の理です。より予定価格より遠いところで落札者が決まるんです。低く遠いところで。ですから、そういったところでは極めて不自然だと私は思うんですが、繰り返して申しわけないんですが、いかがですか。

○契約管財課長

入札につきましては、個々の業者が積算いたしまして応札した結果でございますので、その中身というんでしょうか、その辺についてはちょっと私の方では承知しておりません。

○古沢委員

お手元に要請してありました資料が出ておりますが、1つは、平成11年度の予定価格と落札決定率分布です。これによって契約113本あったということがわかりますが、それぞれ検討してみますと、今課長がおっしゃられたように一発ドンで決まってないものがあるわけです。再度入札、再々入札、2回、3回、4回というのもあります。こうした複数回数入札をしているという工事が17本ありました。そこで、1つは、この17本についてずっと見ましたら、最初の入札で背番号1を背負った業者は2回目も3回目も4回目も通して背番号1を背負います。これは業界でというんですか、その世界では1位不動の原則というふうに言われて有名な話なんだそうですが、小樽市でも17本すべてがそうでした。これも不自然なことだとは思いませんか。

○契約管財課長

繰り返しのご答弁になるんですが、業者ごとの積算して応札した結果ということになってございますので、事実としてはですね、この結果から私どももそういう傾向は承知してございますが、その中身については承知していないところです。

○古沢委員

ちょっとくどくなりますけれども、17本のうち1本、4回入札をやった工事がありますが、1回目2回目1番を背負った業者は3回目にちょっとミスをして、工事名を書き間違えて無効になりました。運よく3回目もですね、入札結果は、入札そのものは失効になりました。4回やることになって、4回目に見事また1番で復活をします。これも非常に、どう理解したらいいのか、受けとめたらいいのか、不自然で仕方がないと思うんですが、これでも不自然だとは思わないんですか。

○契約管財課長

何度も同じ答弁になるんですが、結果としてはそういう結果になったというのは当然私ども承知してござ

いますけれども、業者についてもその工事を入札するに当たってそれぞれ業者ごとに違う額を書いて応札してきていると思いますので、その結果だというふうに考えております。

○古沢委員

この17本について、落札価格とほかの金額の差、落札の札を入れた人、それと、そうでなかった札を入れた人の金額の差をちょっと拾ってみました。ご紹介しますと、業者が多いときには10数社から参加している入札ですが、落札価格と最も落札に遠かった札を入れた業者の価格の差です。10万円以下でおさまっているのが4本。これは最低500万円以上の工事ですから、多くは1,000万単位、もっと上のけたになりますか。その工事が10万以下の間に10数社が入り込む、しかし1番は動かない。こういうのが4本。11万から20万の差になだれ込むが、しかし1位は動いていない。これが8本。17本のうち、これだけで20万以下の差になだれ込んで1位は確実に確保されているというのが17本のうち12本あります。その他、21万から30万の間というのが1本、31万から40万というのが1本、41万から50万というのが1本、そのほか2本です。

これはもう神わざに近いというしかないんですね。いかに積算能力が高まったとはいえ、1位不動の原則といわれているそういう状況が、今見たように動かしがたい状況で小樽市の平成11年度の入札結果の中にあらわれているわけです。この点について、市長、突然ですが、今の話で感想をちょっと聞かせていただけませんか。

○市長

詳しい中身はちょっとわかりませんが、今お話ありましたように、1位不動といいますが、そういう実態があるということですが、先ほどから課長がお話しているように、積算能力の向上といいますが、そういったことで入札が行われているのかなと思ひまして、不自然といえば確かに不自然のような気がしますけれども、結果でありますので何とも申し上げられない、こう思います。

○古沢委員

ちょっと話が変わるんですが、入札工事の中で2本、工事の予定価格と本来その予定価格でいえばランクづけされる参加業者が違うケースが2本ありましたので、それをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

1つは、11月11日に執行された築港地区の安全施設設置工事です。もう1本は12月16日に執行された小樽水族館地先小規模治山工事です。これが格付区分が相違しているという理由は何でしょうか。

○契約管財課長

平成11年度のその2本の件でございますけれども、最初の築港駅周辺の関連の安全施設設置工事につきましては、これは開発局との関連で、本来1本でいけば土木Bランクになる工事が、どうしても分けなければならないという形で分離されているものです。これは合計金額によって、工事1本ですので、合計金額によってランクをつけている。そういう関係でランクが上がっております。

次の小樽水族館の関係の治山工事ですが、金額からいいますと土木Cランクになる工事ということなんですけれども、安全管理能力、施工に係る管理能力ですね、その辺が若干高度なものを要求されるということで、一ランク上の土木Bランクを指名している。そういう経緯です。

○古沢委員

参考までに伺いますけれども、小樽市指名競争入札参加者資格認定規則というのがありますが、その第6条で格付の特例が規定されています。紹介しますと、相当の理由があると認めたときは、当該申請者を一級上位に、一級下位にする場合もありますが、格付することができる云々という、こういう規定ですが、この規定が具体的に適用されたケースはあったでしょうか。

○契約管財課長

この資格認定規則第6条につきましては、おっしゃるとおり格付の特例を定めた規定でございます。本市では2年に一度指名登録をやっているんですけれども、その中で実際適用されたケースは、飛び級でランクが動く、例え

ばCランクだった業者が審査の結果Aになると。そういう場合に、当然適正な履行の確保という観点からもありますけれども、業者の事情等を聞きながら、それを緩和するとか、CをAに行くところをBにする、そういう形で適用したケースはございます。

○古沢委員

その逆のケース、BをAにランクづけしたということは、つまりないということですね。

○契約管財課長

過去ずっとはわかりませんが、私の承知している範囲ではないと思います。

○古沢委員

提出いただいている資料をまた参照いただきたいと思います。工事発注金額上位10社を直近5カ年で、お手をかけたんですが出していました。一見してわかることが1、2点あります。

1つは、市内の業者さんでA1にランクされている業者ですが、これでベストテンのうちベストスリーがほぼ席がもう決まっているということが1つです。そのことのよしあしということを言ってるわけではありません。実際そういう状況になっているということです。それから、この5カ年間トータルで見た場合に、受注金額もそう大きく違いはありません。5カ年間トータルで見れば、このベストスリーは20億から29億、20億台で受注しています。

そういうことが一見してわかるんですが、私が今まで質問してきたのはどういう目的か、何を言いたいかということですが、この質問を通じて何かを摘発しようとかそういうことではないんです。

今、全国的にもそうですが、特に北海道の場合は、道レベルで農業土木を中心としたいろんな事件が起きていますし、それから、札幌市でも最初お話ししたとおり今問題が起きていて、要するに長く官主導で本命割りつけをやっていたということを認めざるを得ない。警察に関係資料押収されてますから、どっちみち白日のもとにさらされるので逃れようがない。認めたわけです。

こうした問題に対する市民の関心というのは、日増しに小樽でだって高まってくると思うんです。聞くところによれば、年に一度や二度、入札をめぐっているような情報が入ってきたりしているということもあるわけですから、やはりそうしたことを小樽市でも真摯に受けとめて、積極的に行政の側から改善すべきは改善すると、そういうことが必要ではないか。現状はこうなんだということを認識したくて、認識の統一をしたくて取り上げたわけです。

そこでお伺いしたいと思いますが、悪く言えば不自然ではないかということを経験が挙げました。その点を悪く言えばおおよそ2つにくくれると思います。小樽市発注の公共事業、公共工事、これから得る利益の最大化をねらって、そしてその高値落札によって業界全体で配分をしている。そういうことが暗黙のうちに続いてきたのではないかと1つ。そのために市内、地元の業界やそうした業者を保護育成するというそれなりの目的を持ちつつ、官主導であれ業界主導であれ、受注調整、談合めいたものが実際にはこれはもうやむを得ないことなんだという、そういう理解のもとでやってこられたのではないかと。悪く言えばこの2つにくくれる。先ほど言ったような11年度の入札結果から考えられます。

けれども、このことは今回の委員会では、こういう事例があって、そうではないかという話を今私はしているわけではないですから。しかし、環境としてはそういう状況にあるのであるから、いつ札幌市みたいなこと、北海道みたいなこと、他都市で出ているような事件が発覚、発生しないとも限らない。これをやはり何とか先駆けて改善していく必要があるのではないかとこのように考えているわけです。それで、幾つかの点について提案を含めて見解を伺いたいと思います。

1つは、既に道内の34市のうち少なくとも自治体で導入していますけれども、予定価格の事前公表制は考えておられないかどうか。まず第1点です。いかがですか。

○契約管財課長

予定価格の事前公表の件でございますけれども、本市におきまして他都市の情報等入れながら、工事委員会に

も資料をお示しして今検討しているところでございます。ただ、他都市の例を見ますと、実際に取り入れたけれどもやめたとか、そういうデメリットも当然あるわけでございますので、本市において取り入れることがどうなのか、それは13年度に向けて検討しているところでございます。

○古沢委員

13年度に向けて検討するということですから。ただね、最大のメリットはどこにあるかといいますと、事後公表であっても、やはり高値落札、町場では、要するに業界の積算能力が高まったからだというふうに必ずしも受けとめないんです、これは。ですから、行政と業界の癒着、その発生源だというふうに見る向きが多くあるわけです。

つまり、予定価格、これは封書に入れて封印されて、入札・開札のときに公表されるわけだけれども、その以前にそういう予定価格に関連する情報が何かの仕組みを通じて、何かのルートを通じて流れているのではないか、だから神わざに近いところで高値落札、決まってしまうのではないか。こうやって見られるんです。これを事前公表するということは、そのことを断つという意味での大きなメリットは出てくるんだと思うんですよ。

それから、2つ目に伺いたいと思いますが、先ほど質問したときに、最低制限価格制度等を導入していないというふうにご答弁いただいているんですが、少なくとも一定規模以上、これは何ぼというふうに今決めて提案はできませんが、全件とはいわず、一定規模以上の工事についてはですね、この2つの制度の導入について検討されてはどうか。いかがですか。

○契約管財課長

今委員からご指摘のあります最低制限価格と、それから低入札価格の調査制度につきましては、通常、最低落札防止というんでしょうか、その例外的に設けられた制度だと理解してございます。

小樽市、現実にこの制度の導入が必要かどうか、私の口からちょっと現在判断できませんけれども、現時点では、指名競争入札をとっておりますし、こういう適正な履行の確保という観点でございますので、そういう危惧というのは持っておりません。現時点での導入ということは考えておりませんが、今後、各市の例を見ながら研究はしていきたいと考えております。

○古沢委員

いろいろ検討してこういった制度を導入している自治体の経験の中では、予定価格事前公表、最低制限価格の幅といいますか、おおよそ聞いてみますと、予定価格の10分の7あたりが一つのめどにされているようですが、これについて事前に明らかにする。つまり、入札業者にしてみれば目安が定まるわけですね。100から70の間で入れてくれた人の一番低い人に落とすんだよというわけです。今までは、どういうわけか知らんけれども98から99で札が入っていたんです。役所がそういうふうに制度として仕組みを変えていったぞということを知らせるということは一つの改善にはなると思う。これは今課長の段階で答弁できることではないというお話ですから、3つ目に入ります。それでもなおかつですね、課長がさっき心配されたように、事前公表にしても必ずしも効果が上がっている自治体ばかりではないようだ。事前公表にしても、最低制限価格制度を導入しても、依然として高値落札が続くという自治体も町もあるんです。そういう意味では、ねらいどおりというか、改善した目的が達成されていないということも現実にあるんです。さすがといえませんがだというふうに思うんですが。

ではどうやってやるかといったら、そういったところではまたいろいろ研究・検討しているんですが、一つの方法として、入札参加業者をランダムにカットしてしまう。抽せん方式を導入するというふうに踏み切っている自治体もあります。例えば、入札参加業者が当市の場合は例えばBランクの工事でしたら15社全部が参加します。当市の場合は課長からいろいろお話を伺って、いい意味で小樽方式だなと思ったんですが、指名入札に参加する業者を選定するということがない。選定するという作業が行政の側で働けば、また業界と行政のいろんな問題が発生するというケースは全国的に起きていることなんです、登録業者すべからくが、いわゆる参加業者になるから、そこで恣意的なあれこれが入り込む余地がないという、極めて小樽的にいい方法だなと思ってるんですが。

例えばこの15社入ってそういうふうにしても、なおかつ高値落札が続くとしたら、どういう方法にするかといったら、入札直前にランダムカット、例えば半分に減らすとしたら抽せんで7社落とすと。15社のうちの7社落とす、8社落とす。そして残った業者で札を入れてもらうという方法を改善策として取り入れている自治体もあります。こうした方法についてはご見解を聞いておきたいと思うんですが、検討すべきテーマになりますか。

○契約管財課長

ランダムカット方式につきましては、今年度、道が取り入れて試行を行いまして、8月だったと思いますが、実施要領を定めて本格導入したということで、札幌も今回の事件に絡んで検討しているというのは聞いてございます。ただ、先ほど委員もおっしゃいましたように、いわゆる発注側の指名業者選定の意思というのは小樽市の場合は働いていないということで、あくまで業者、応札する側のことになるというふうに思います。本市と道とかあるいは札幌市では、業者の絶対数、それから請負金額、発注件数、これは非常に事情が違ってございますので、制度全体のマイナス要素もいろいろ指摘されているところですので、研究課題ではあると思いますけれども、今導入ということはちょっと難しいかなというふうに考えています。

○古沢委員

去年の決算委員会で部長職以上の再就職がテーマになりました。お聞きしますと、再就職要綱に沿った一定の改善が図られつつあるようですけれども、この入札に絡んで考えておかなければいけないのは発注側と受注側の関係です。ですから、発注側にいた幹部職員が再就職をすることによって受注側にそのまま転じてしまう。こういう再就職のあり方についての規制といいますか、いわば、市側からいえば自己規制です。そういったものについて検討する必要があるのではないかとということが1つ。

もう1つ、今まで何点か提案した点を含めて、やはり小樽市でもそういう改善に向けたそれなりの体制、庁内もしくは庁外の方々の意見もいただくということを含めて調査研究をする。そういう組織を例えば立ち上げて着手するというようなことが必要な時期に来ているのではないかと。

課長がおっしゃられたように、市側から特段後ろ指指されるようなことが起きているわけではない。しかし高値落札が続く。このままの状態だったらずっと続くでしょう。しかし、どこの町でもどこの市でも、北海道でも東京でも起きているように、例えばいろんなことが考えられる。業界の中である種のトラブルが起きて、何かが噴出して、沸き上がって、一つの大変な問題が提起されてきているなんていう例は幾つもあるわけですから、そうしたら、いわば業界の皆さんの良識に任せていくようなあり方をこのまま続けていいというふうにはとても言えないと思う。いつ何時という問題は考えておかなければいけない。

そういったことについて、やはり行政側として責任が問われるということが早晚起こり得る可能性は大だと。早急に今この問題に手をつけていかないと、そのことが市民にも信頼されることになるし、業界の真の意味での協力関係をつくることにもなる。そういうふうに私は思うんです。

11年度の入札状況を見れば見るほど、中身に立ち入れば入るほど、今直ちにそのことに手をつけなければいけないというふうに痛切に思うわけですが、これを最後にしたいと思うんですが、そうした検討を具体的に進めたい点についてはいかがでしょうか。できれば市長、ちょっとご意見を聞かせていただきたいと思います。

○助役

私の方から答弁させていただきます。

これまでOBの再就職に関します答弁は何回かしてきた経過がありますが、いろんなケースがございまして、例えば市の関係団体等のそれなりの立場の人について、退職者についてご紹介いただけないかといったような要請を受けて紹介する場合もありますし、それから、退職された後、個人的にいろんなつながりで再就職、企業等から要請をされて再就職するケースもあるわけです。今お話のような、こういった関連の企業に再就職する方は、ほと

んど私どもの方の紹介ではなくて独自の再就職のルートといたしますか就職活動といたしますか、そういったことを通じて再就職しているケースが多いわけです。

そういったことに、発注者と受注者という立場はありますけれども、市の意見を企業等に申し入れるというのはなかなか難しいケースもございますけれども、今こういった時代でもございますから、そういった誤解のないような要請といたしますか、そういうことでの意見交換といたしますか、そういう機会があればそういうお話はできるわけですが、こちらの方から、先ほど申し上げましたような指導をするとかそういったことの話はなかなか難しいという状況にございますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思っておりますけれども、何回も申し上げますけれども、こういった時世ですから、あくまでも、もとの発注者的な立場におられた方が逆な立場になるわけですから、そういったことでの誤解のないような申し入れといたしますか、そういうお話は機会あるごとにさせていただきたいと、そんなふうに考えます。

○ 財政部長

契約関係について、今後の取り組みということでご意見があったわけですが、現在も、この工事関係の入札にかかわっては、市長の補助機関の委員会でございます助役を委員長とした建設工事委員会の中でいろいろ検討して取り決め、公正な適正な入札の執行ということを行ってきておるわけでございます。

しかし、委員もいろいろご意見ございましたけれども、現在、国においても公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案というのが、今、現国会に提出されて論議しているわけでございまして、これらの結果を踏まえ、さらには、今、道が進めております学識者を入れたような調査委員会もございますので、これらを参考にしながら、今後ともよりよい入札制度といたしますか、そういうものについては積極的に検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○ 古沢委員

助役のご答弁に返すようで申しわけないんですが、僕が言ったのは、公務員として等しく全体の奉仕者、そういう立場にある者がその職を退いたときにどうあるべきか。小樽市の職員であれば市民に対してのあり方です。つまり自己規制というふうに言ったのはそういうことなんです。それは市の職員としてどうあるべきかということは、内部的に理論を高めて、きちんとしたものを打ち出すということが必要なのではないかと。これは業界の側にそういうことをお願いするとかそういうことではないんです。

そういう意味合いでの検討というのが求められているのではないかとということを含めてお話ししたわけでありまして、そのことも含めて、入札制度との関連、検討、改善を、当面は課長おっしゃられたように13年度に向けて一部改善のための検討をするというふうにお答えいただいておりますから、なお提案した項目を取り込んで、できるだけ厚目の検討をいただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○ 委員長

共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○ 渡部委員

平成11年度決算について

総括でありますので、監査委員からの審査意見書を中心に聞いてまいりたいと思います。

まず最初に、一般会計において9億6,900万の剰余金を生じたということであります。従前までは単年度収支含めて赤字であったわけですが、飛び抜けて一気に黒字ということであります。時代は少子高齢化、あるいは多様化する市民ニーズに対応していく時代、さらには、この4月から地方分権ということの中でスタートしているわけですが、この9億6,900万という、いわば黒字になったその現象というか、それから要因というのはどういふところにあったのか、まずお伺いいたします。

○財政課長

数年ぶりといいいましょか、実質単年度収支が黒字に転じたわけですが、その中で最終的に今ありましたように9億7,000万近くの剰余金が生じました。この一番の理由といたしましては、私ども小樽市だけではないんですけれども、普通交付税が各地方公共団体の収支状況が非常に11年度悪いということで、国の方が普通交付税を手厚く交付してくれた関係がございます。それから、公債費の償還含めて、税収を含めて、トータルとして地方財政の状況が悪いということで、10年度に比べまして10数億円の増額で交付になってございます。これが一番の要因でございます。それから、もう1つといたしましては、新行政改革もそうなんですが、それらに基づきまして職員数の見直しとか事務事業の見直しをして、いわゆる経常的経費を何とか抑えるような方向に努力して、それらの要因が2つ重なりまして最終的に9億7,000万近くの剰余金になったということでございます。

○渡部委員

確かに行政改革含めて事業展開にかかわる面で経費節減、省力化、それから事務事業の見直し、効率化といった面についてはよく理解ができます。これはあくまでも数字上にはじき出された面だけに対する理解でありますけれども。それから、10数億円の交付税という、残すために国はよこしたのではなく、地域にしているんな事業とのかかわりで、手厚く考えた上で地方におろしたものであろうというふうに私は思うんですけれども、その点では、先ほど述べましたように、十分にこの平成11年度というのは多様化する市民ニーズにこたえてきたのだろうかという面についてはどのように受けとめているかということなんです。その点では、助役、どのように受けとめておりますか。

○財政部長

11年度の決算に伴っての事業展開ですが、これは山田市政になっての最初の予算という形で、2定に本格予算を組んでやってきたと。これまでもお話しして来ますが、公約の一部実現なり市民生活の向上という観点で事業展開をしてきたわけでございます。ですから、予算、決算という考えからしますと、先ほど委員が言ったように、残せばいいんだという形でやってきたものではなくて、結果として国の交付税が多く入ってきたというものについては、後年度の貴重な財源として、それを残して次年度の予算を組んでいくという考え方に立たなければならぬわけですから、事業展開については十分やってきたということで、100パーセントのことは申し上げませんけれども、着実にその事業展開はなされてきたというふうな認識であります。

○渡部委員

個々における面は明日からの個別の委員会という中での話とさせていただきます。

審査意見書の8ページ、財政構造の弾力性、それから財政力、公債費比率、これらについて平成11年度の数字が載っているわけですが、財政部としてどのように受けとめておられるかお聞きいたします。

○財政課長

まず、経常収支比率の関係でございますけれども、今申し上げましたように11年度は普通交付税が地方公共団体全体として多く交付された傾向がございまして、この経常収支比率は、私どもだけに限らず、他の団体でも数値が下がる傾向にございます。それで、12年度はその普通交付税が逆に、ある程度の部分まで上がったということもございまして、逆に11年度より下回るという形に見込まれておりますので、そういう点から見れば、この経常収支比率が改善されたというふうには、どちらかという一時的な要因かなと押さえてございまして、先ほど申しましたように、支出の面で私どもの努力の跡も今徐々に見えてきておりますので、歳入に頼ることなく、歳出面の努力をまだまだ続けていきたいと、それが実感でございます。

それと、財政力指数につきましては、今の普通交付税の交付の算出となる税収との関係で出てくるものでございますので、下がったというのはそれだけ税収が少なかったという形になります。今申し上げましたように、これも普通交付税と同じように一時的な要因が強いのではないかと考えております。

それから、公債費比率につきましては上昇してございますけれども、この公債費比率に、普通交付税の中でさらに措置されております部分を加味いたしました起債制限比率というのがございますが、こちらはこれほど、ここに挙げているほど率が上がっておりませんで、そのような意味では、交付税措置があるような起債を重点的に入れてきておりますので、この辺の上昇率はある程度抑えていけるのではないかなと考えてございます。ただ、これからの事業展開によりますので、これらについても十分気をつけていかなければならないというふうには考えてございます。

○渡部委員

今説明いただいたんですけれども、全くそのとおりなのかなという。ただ、これらにかかわっての基本というのは、歳入面で市税をどう高めていくのかということが一つの基本になるのかなと思います。それで、市税の状況という面では、これも提出いただいておりますけれども、「小樽市の財政」という中で、10市平均ということでこれにも書かれているわけですが、他都市と比較して市税そのものについてはどのように受けとめておるかお聞きいたします。

○納税課長

道内10大都市10市で比較しますと、小樽市につきましては決して高い位置にはなっておりません。ただ、継続して平成9年度から収納率が徐々に上がってきておりますので、そういった面では他の市と比べましてよい方向に行っているかなと思っております。

○渡部委員

今の段階でよい結果に向かっているのかなと。しかし、人口構成、そういったものを分析していった場合、若者がなかなか定着できない、そして少子高齢化の時代にあつてというのと同時に、事業活動がなかなか活力を見出していけないという、そういった状況とのかかわりで、これからの市税という面について、法人税も含めてですけれども、どのように見ておられるかお聞きいたします。

○財政部長

小樽市の税の関係でございますけれども、いわゆる市民税、法人税、固定資産税とございますけれども、やはり就業形態の構造などからいいますと、非常に市民税、法人税、これの伸びというのは、大きな期待というのは、この数年先見込んでなかなか難しい面があるのだらうというふうに思っています。特に小樽は、今までも申し上げてますけれども、課税所得の200万以下という世帯が非常に多いわけでございまして、そういう面では、大体今の160億という市税のレベルというのが、大きく180億、190億になるかというのはなかなか難しい状況にあるかなと、そんな認識はしてございます。

○渡部委員

さらに、市の財政構造を見ていったときに、性質別経費、一般財源の充当額という中では、人件費が34.6%、扶助費が10.8%、公債費が18.1%の63.5%というところまで数字が上ってきております。10市平均では57.1%ということですから、この性質別経費をずっと見てきた中でも、小樽市というのは、税収入については今部長からのお話がありました。性質別経費では何と63.5%、平均が57.1%ということですから、バランスを欠いた状態の中で財政運営を強いられているという、数字上見ますとそういうふうに見えるわけですが、この性質別経費、実際の市の状況と10市の平均を見ていったときに、どのようにとらえているのか。それが1つ。

もう1つ、このことによって普通建設費が2.3%ということでもあります。10市平均では7.5%ということですから、つまり人件費、扶助費、それから公債費というものの割合が高いためになかなか建設費まで届かないという、非常に数字が落ちていくという状況にあると思うんです。これらを含めて、考えていること、あるいは結果的なそういった面でお聞きしたいと思います。

○財政課長

言われましたように、今の3つの義務的経費の要因、人件費、扶助費、公債費の割合が高いという状況は従前から変わってきておりませんで、そのようなことがほかの事業になかなか財源を回せない傾向になっているというの
もご指摘のとおりでございます。

それで、その3要素としてはなかなかトータルとして状況が変わらないんですが、繰り返しになりますけれども、人件費につきましては職員数が減少してきていること等々の理由によりまして、人件費の割合は落ちてきてございます。そのかわり、財源の苦しい中で建設事業、投資的な事業をやっていかなければならないということもござい
ますので、私どもとしては可能な限り現在の中では交付税措置のある起債を極力借りて、やりくりしながら投資的
経費の一般財源の持ち出しをその都度少なくするようなやり方をやってきてございます。それがね返って公債費
といたしますか、市債の償還の増加につながっているわけございまして、総体といたしまして義務的経費の全体と
してはなかなか落ちていかないという結果になってございます。そういう形でトータルとして状況が変わってい
ないということは、大変難しい状況にあるんですけれども、今のように職員数をはじめといたしまして内部的な努力
によりまして、まだまだ財源を何とか生み出して、投資的経費に限らずいろんな政策にぜひ財源を回していきたい
というふうには考えてございます。

○渡部委員

今までお聞きしてまいりましたが、市税収入が非常に弱いということ。ですから、性質別経費で相当の歳出がそ
こに発生している。こういう状況の中で、これからの事業という面で、しっかりと考えていかなければならないの
は、繰出金。やはり企業会計、特別会計といった面については、その会計で責任を持てるというようなことも真剣
に考えていかなければ、今後においても相当の財政困難が生ずるのではないのかなというふうに思います。

この表で見ますと繰出金の状況は大体17.7%から19%、平成11年度は18.7%という数字で抑えてきてますし、今
後どういう形になるのか承知しておりませんが、特別会計なり企業会計で、しっかりと自賄いできるような
仕組みを、とりわけ企業会計については自賄いという面をしっかりと肝に銘じた財政運営をしていくということが大
事であろうと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○財政部長

小樽市の会計、一般会計が中心になってございますけれども、企業会計、特別会計含めた総体の話になるわけ
でございます。そういう意味では、委員お話しのように、企業会計、特別会計それぞれが健全な財政運営をしていく
ということがまず基本になろうかと思います。しかしながら、病院につきましても上下水道につきましてもなかな
か厳しい状況があるということでは、繰り出しがふえざるを得ないことになってございます。特に病院については、
今後の取り組みが非常に政策的な判断をして取り組んでいかなければならない要因もございまして、我々今考え
てますところでは、むしろ平成15年くらいが非常に財政負担の大きな山になってくるだろうというふうに考えてご
ざいますので、これを見据えて、現在、財政健全化計画といたしますか、中期的な健全化計画を立てていきたい
というふうに考えてございます。

○渡部委員

同時に、審査意見書の15ページに載っております収入未済額であります。ここでは未済額として市税ほか載って
おりますけれども、11年度のを拾っていくと収入未済額という数字が掌握できますけれども、やはり財政上を運営
していくということになったら、市税の収入ほかしっかりと徴収をしていくということが大事であろうと。意見書
でも「一層の努力を期待する」と、集めてくださいとまでは書いておりませんが、そういうふうに毎年やは
り出ている。

お聞きいたします。平成11年度のいわゆる収入未済額のトータルを入れて、今日まで累積の数字はどのようにな
っているのか。市税、それから国保、病院、水道、下水道、そのほか累積として5億以上の数字を持っていると
ころ、トータル的にお聞かせください。

○ 納税課長

11年度の収入未済額ですが、市税全体では14億2,583万3,000円でございます。これは未納につきましては11年度に賦課された未納額、それから、古い10年度以前に賦課されて未納となっているもの、そういったトータルの合計が14億2,583万3,000円になっております。

○ 保険年金課長

国民健康保険の関係でございますけれども、平成11年度末で収入未済額が8億2,525万581円ということになってございます。

○ (水道) 営業課長

水道料金でございますけれども、5億にならないんですけれども、4億7,963万6,000円、下水道で3億2,303万4,000円でございます。

○ (樽病) 総務課長

小樽病院でございますけれども、未収金でいきますと17億3,200万ほどございます。これはご承知のように2カ月おくれますので、このおくれる分が未収金の大きい要素になってございます。

○ 財政課長

今、各担当からご説明いたしましたほかに5億円以上という収入未済額はございません。

○ 渡部委員

国保の累積赤字という面の数字は今どのぐらいになっているんでしょうか。

○ 保険年金課長

11年度末で32億2,000万円ほどになっております。

○ 渡部委員

同じく累積赤字ということで、累積となっているところは現在、それぞれ今報告していただきましたけれども、どのぐらいになっているか。

○ 財政課長

実質的な累積赤字ということになりますと、そのほかには病院事業になると思います。ほかの特別会計につきましては、ご存じのように、一時期老人保健のように赤字を出しましても繰上充用というような形になってございまして、実質的な累積赤字という形はなくなっております。病院につきましては、44億の貸し付けを含めまして、今約60億というところでございます。

○ 渡部委員

市税収入が非常に弱いということで、これからも伸び率は期待できないというところでありました。年度年度では、やはり夜間含めて徴収のために努力されているというのは十分に理解いたします。しかし、その年度が終わると相当の数字がそこに発生してくる。そしてまた次の年度ではまた数字が発生してくる。自動的に裏から不納欠損として落とされていく。これであっては、やはり市の財政という面ではどうなのかなという。ですから、努力されていることは十分に承知しておりますけれども、さらに対策を強化しながら徴収に努めていくという、その方途を探る必要があるのかなというふうに思います。事情はいろいろあることはそれもまたよく承知しておりますけれども、ただ単にこれでよいのかなという、そういった危惧をしておりますので、ひとつ徴収に当たっては、意見書にもあるように徴収に努めていただくのと、期待できるような方途を探っていただきたい、また努めていただきたいということをお願いするわけですが、いかがなものでしょうか。

○ 財政部長

市税の収納率の向上ということでの徴収ですが、この数年間、職員の努力によって少しずつですが、収納率も上がってきているということで、一応目標にしている92に向かいつつある。91弱まで来たということでご

ざいます。しかし、まだまだ、確かに委員おっしゃるように努力をしていかなければならないわけでございますけれども、昨今の景気動向の中では、倒産もふえてきているという中で、なかなか法人の中で徴収できない部分もふえてきてございます。そういう法人を含めて、累積が積み上がっていく中でも5億円強に上ってきている状況にございます。この部分はなかなか職員が徴収の業務の中で実を上げていくということは難しいわけですが、今後は、より専門的な知識を有した職員を育てて、やはり法的な手段にも訴えられるような何か対策を立ててですね、そういう抜本的なことを考えないと、なかなかこれが93とか94とか、そういう形の徴収率までには結びついていかないというふうに考えてますので、その辺を改めて検討しなければならない時期に来ているのかなというふうにも考えてございます。

○渡部委員

総括でありますので、個別には今日は入りません。ただ、財政運営として、こうして決算が出てくる、そうすると1年の数字がそこにあらわれてくる。1年の運営というのは一目瞭然でわかるわけですが、財政を厳しい状況の中から健全化を図るといった面は、ただ単に財政の問題ではなく、1年なら1年の一つの政策に基づく方針をどれだけやり遂げていくのか、そして、そこに活力を見出して、産業振興を含めて努めていくということが大きな問題であろうというふうに思います。先ほど財政部長から、健全化に向けてこれから検討をしていく、以前から健全化計画についてはお話がありました。特に平成11年度決算の数字を見て、健全化計画を中期的に考えていきたいといったことも話として出ていたわけですが、今回の11年度の決算の状況から見て、今後の健全化計画をどのように立てて、タイムスケジュール的にどうなのか、お聞かせください。

○財政部長

決算数字が固まって、11年度の数字が固まりました。そういう中で、今後5年間くらいを見据えた健全化の中期計画を立てていきたいというふうに、これは前からお話ししております。今現在作業を進めてますけれども、これも以前予算のときに市長からも答弁してますけれども、総合計画の実施計画を今策定中です。それと行革の引き続いてのプランもございますので、これらと整合性を合わせる形で、でき得れば年内、第4回定例会の中で示していきたいというふうに考えてございます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤(陽)委員

市債の状況について

今ほどの質問にもありましたけれども、経常収支比率は平成10年度に比べて、今年度は93.3%ということで3.4%改善されたということなんですが、逆に公債費比率が10年度に対して0.5ポイント上昇した。先ほど、起債制限比率の方はそれほど上がってないというようなお話もあったわけですが、「小樽市の財政」の20ページの方を参照いたしますと、起債の状況ということで公債費比率が17.8%、この中身なんですが、特別会計と企業会計、これについてはそれぞれ、特別会計については合計で4.3%マイナス、それから企業会計についても合計で0.0%マイナスというか、ほとんど変わってない。どこがふえたかということと一般会計で伸び率が22.3%ということで、一般会計における市債の伸び率がこの近年、平成6年から載っている中でも、かなり突出して伸びているという状況にあるわけですが、この一般会計における市債の伸びということについては、どのような原因で、今後どのような、来年といいますか、将来にわたってどういう推移が予想されているのかという点についてはいかがでしょうか。

○財政課長

確かに全体の起債の元利償還額がふえている中で、特に一般会計の上昇が突出している。この要因といたしましては、平成5年度、6年度前後に市の公共施設関係の事業が集中したという事情がございまして、それらの元利償

還が今反映されてきているというのが1つの要因でございます。

それと、もう1つは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、全体の財政収支が悪い中で、私どもといたしましては、当面の資金を確保するためにできる限り市債を借り入れざるを得ないという状況にございました。借り入れができる市債であれば借りていこうと。それは可能な限り後年度に交付税措置のあるものをもちろん優先させてまいりますけれども、そのような形で、通常であれば例えば7割5分程度の基準である市債を90ですとか95%程度まで借りていくというようなことのやりくりをしながら財政運営をしてきているんだと、そのような中で一般会計の元利償還額がふえてきているという傾向もございます。

今後でございますけれども、今後13年度以降どのような事業展開するかによって大きく変わってまいりますけれども、例えば12年度当初予算並みの起債額の発行というようなものを一つの前提といたしますと、平成15年が元利償還のピークになるのではないかとこのように考えられます。

○斉藤(陽)委員

今の件なんですが、公債費比率については一般的には、ここに説明ございますけれども、10%以内であれば財政の弾力性を阻害することはない。10%をはるかに超えたわけですが、起債制限比率についてはそれほどふえていないということだったのですが、今現在何%の状態ですか。

○財政課長

11年度決算で13.1%でございます。

○斉藤(陽)委員

これについては心配する状況、20%がレッドラインといいますか、非常に危険な、それ以上は起債が制限されるということがある。多少余裕があるようなんですが、この13.1%というのはどの程度の状況になりますか。

○財政課長

確かに20%が危険水域といいますか、そこを超えてしまいますと一部の起債が制限されてまいりますので、そこになることは絶対避けたいと思ってございます。13%のレベルがどの程度かといいますと、他都市の平均からいたしますと約中庸かなという、中段ぐらいに当たろうかと思えます。

この目安というのは、20%が一つの上の目安であるだけで、低ければ低いほどいいわけでございますけれども、当面はまだ若干の余裕があるという中で、今の比率をできるだけ上げないような形で今年度の起債の発行を考えていくというのが一つの目安かなと考えます。

○斉藤(陽)委員

特別会計における不用額について

青果物卸売市場の一般管理費で、青果物卸売市場の当初予算額が8,971万ということで、これが減額の補正をされて348万の減額補正があったわけですが、それに対してもさらに不用額が400万ほどあったという点について、これはどのような理由で不用額がふえたのかお伺いします。

○青果物市場長

不用額の主な理由でございます。まず1点目は、職員1名の中途退職によります職員給与費の減でございます。それから、じんかい処理費用の減でございます。それから工事請負費の減、それらが合わさって405万1,000円の不用額となっております。

○斉藤(陽)委員

次に、交通災害共済事業、こちらの方も340万ほどの不用額ということが出ているわけですが、これについてはいかがでしょうか。

○交通安全対策課長

交通災害共済の不用額でありますけれども、事業費の不用額340万、その中で一番大きいのが負担金補助及び交付

金ということであります。これは、交通災害共済の加入者が事故に遭った場合に支給する共済見舞金というものでございまして、年度当初750万円、支出が477万1,000円、不用額が322万9,000円ということでございますけれども、これは平成11年度は死者が当初3人300万、それから、入院・通院等の見舞金が112人で450万ほど、計750万予算を計上していたんですけれども、最終的に死者が2人と、それから入院等が86人ということで、予定より少なかったために322万9,000円ということでございます。

○斉藤(陽)委員

これは事故が少ないということで、余ってよかったということになると思うんですが、あともう1カ所なんですが、簡易水道の事業費と建設費、こちらの方がかなり大きな金額で不用額が出ているわけですが、これらについてはいかがでしょうか。

○(水道)総務課長

簡易水道の不用額でありますけれども、一般管理費につきましては、浄水場の維持管理費の減でございまして、主に警備などの委託料、それから電気料、修繕料等を節減した減が970万ほどございます。それから、受託事業費でございすけれども、当初港湾関係の給水の受託工事を予定しておりましたけれども、その工事をしませんでしたので、不用額として余したものでございます。

○斉藤(陽)委員

公営住宅の駐車場整備事業について

公営住宅の駐車場整備につきましては、国庫支出金として国庫補助金が支出されるわけですが、この事業の仕組みについておおよそ説明をいただきたいと思います。

○住宅課長

駐車場整備の事業の仕組みについてでございますけれども、まず、駐車場整備につきましては、これまで住宅の敷地内のオープンスペースといいますか、そういった部分につきましては使用を認めておりましたけれども、平成3年の車庫法の改正がございまして、それに伴い、建設省におきまして、公営住宅についての駐車場の整備を促進するという観点から補助制度が新設されたところでございます。

市といたしましても平成8年度から建て替え住宅あるいは既存の住宅におきまして駐車場整備を進めてきておりますけれども、平成13年度で大体大方の整備が終わる予定でございます。

また、制度の部分につきましては、国の補助金を受けて実施するというところでございまして、補助対象といたしましては国から3分の1の補助がおりてきます。残りにつきましては全額起債で措置いたしまして後年度の償還、こういうふうな形で整備を進めているところでございます。

○斉藤(陽)委員

平成11年度については総額で3,885万1,200円ということで、国庫の補助金が1,267万9,000円、市債が、公営住宅駐車場整備事業債ということで2,530万円あります。さらに、受託事業収入というのが43万5,750円ということですが、この受託事業収入というのはそんなに大きい金額ではないんですけれども、これはどういった部分なんですか。

○住宅課長

このたびの受託事業収入でございますけれども、これにつきましては恒常的にあるわけではございませんで、このたび高島団地におきまして駐車場を整備してございます。その際、駐車場用地の部分につきまして道有地が入ってございました。それに伴いまして、道営住宅の敷地内に市の所有地も入ってございます。この部分を等積等価交換ということで交換するという手続がございまして、これに伴いまして現況測量等の経費につきまして市、道それぞれ折半という形で事業を道から受けまして、その見返り部分といたしまして受託事業収入として受け入れたものでございます。

○斉藤(陽)委員

この事業についてですね、国庫の補助金があるということなんですが、この補助金が支出をされる基準というのはどのようなことが定められておりますか。

○住宅課長

補助の整備基準でございますけれども、基本的には補助対象額、国の25万円が限度でございます、その範囲の中ですれば全額、25万円以内であれば補助対象という枠で交付されるものでございます。

○斉藤(陽)委員

具体的に、この駐車場の車1台当たりのスペース等について基準があるということではないんですね。

○住宅課長

区画の大きさにつきましては、事業実施主体の基準で整備は進めさせていただいているところでございます。

○斉藤(陽)委員

それでは、小樽市における公営住宅の駐車場整備の1台当たりの大きさの基準はどうなってますか。

○住宅課長

現在の大きさにつきましては、幅2.3メートル、奥行きが5メートルということでございます。

なお、この基準につきましては、平成2年に建設省から示されております附置義務駐車場の設置基準というのがございまして、それに準拠した形で整備を進めているところでございます。

○斉藤(陽)委員

その建設省の平成2年の基準というのは、どのような根拠で定められたものなのでしょうか。

○住宅課長

詳しいことは定かではないんですけれども、通常の車、小型車でクラウンというのがそうなんですけれども、大体1.68ぐらいの車幅でした。そういったときに2.3メートルとなりますとドアをあけるスペースが大体50～60センチ。そうしますと、ドアのあく上限が50センチであれば、人の乗りおりは可能と、こういうふうな判断で一般的な駐車スペースということで考えていると思います。

○斉藤(陽)委員

今の車の実態といいますか、どんどん大型化していると。車が大型化しているだけではなくてドアが大型化しているといいますか、さらにチャイルドシートが4月から義務づけられておりまして、通常、ドアをあけて人間が出入りをするときに、ドアをあけなければならない距離がだんだん大きくなってきていると思うんですが、この点についての認識はいかがでしょうか。

○住宅課長

今委員のご指摘のとおり、そういう事情もあろうかと思えますし、私たちも駐車場を整備するに当たっては入居者の説明会等を開いてございます。そういった中でも、やはりそういったスペースの部分の問題の要望が確かにございます。ただ、私どもといたしましては、駐車場を利用される方にはご不便をかけるかもしれませんが、駐車の小間に入る前にですね、そういった部分で乗りおりとかもご協力いただいた中で、1台でも多く台数を確保するという観点からご協力を願っているところでございます。

○斉藤(陽)委員

ちょっと具体的な、くどいかもしれないんですけれども、例えば1つチャイルドシートを例にとって考えますと、チャイルドシートを装着している人というのは子供が当然小さいわけですね。お母さんがひとりで子供を後ろのチャイルドシートに乗せて車が来たと。その状態で駐車場に車を入れる前に一たんとまって、今の課長の説明からいくと、先におろしなさいという話になりますね。小さい子をそこにおろしてですね、その後おかあさんが車に乗って車を移動させるというのは非常に危険ではないかと、そういった部分もあります。

それから、さらにもう1点、民間の駐車場はどうかということで、マイカルで、具体的なそういう商店といいま

すか、民間の商業施設等でどのような寸法になっているかというのをちょっと調べたんですが、そうしますと、1台当たりの幅が2メートル10、さらにその両側に次の車との間に40センチの空間といいますか、すき間を両側に置いて、その次に次の車が来ている。その白線といいますか、線の幅が10センチということで、その分考えますと、1台当たりの幅の寸法というのは2メートル50。長さ寸法は5メートル30という、そういった寸法になってます。

これであれば、ある程度ドアを広げても安心して、隣の車にぶつからないで出入りが可能だという形になると思うんですが、このような2メートル50とかという基準で小樽市が独自に駐車場を整備する、公営住宅において。その場合には国庫からの補助金というのは出るんですか、出ないんですか。

○住宅課長

先ほども申しましたように、整備につきまして区画当たり25万というのが限度でございますので、市として事業主体が2.5メートルと決めれば、それが25万円以内の範囲であれば当然対象になるというふうに考えます。

○斉藤(陽)委員

寸法を1台当たり、例えば幅が2メートル50で長さが5メートルと定めたとしますけれども、そうしますと25万円以内にはおさまる可能性はありますか。

○住宅課長

基本的にはできると思います。現在の、11年度の実施ですけれども、今の2.3の5メートルで区画当たりで計算しますと大体21万程度でございますので、そういった部分では金額としてはおさまろうかなというふうには考えてございます。

○斉藤(陽)委員

そうしますと、国庫補助金を支出してもらおうといいますか、その部分からは別段制限はないわけですね。そうしますと小樽市の判断ということになるわけですが、その場合に、2メートル50に1台当たり広げるに当たって、障害といいますか、広げることが難しいといった理由といいますか、原因はどの辺にあるわけですか。

○住宅課長

先ほどもちょっと述べさせていただきましたけれども、いわゆる有効なオープンスペースといいますか、駐車場をつくる敷地というのはなかなか難しいと。それと同時に、やはり1台でも多く入居者に駐車場スペースを確保してやるという、このような部分でございますので、なかなか今その駐車場、例えば、充足率では70ぐらいになってございます。

100ぐらい確保すればよろしいんでしょうけれども、そういったスペースもないものですから。こういった中では、これからの車社会という部分を踏まえますと、最大限、有効スペースというか、こういった部分をとる部分が必要なのかなということで、1台でも多く確保したいということで必要最小限の2.3メートルということで今までは運用してきている状況でございます。

○斉藤(陽)委員

非常に危険といいますか、事故にもつながるといいますか、また、車を傷つけるのではないかとということも非常に利用者にとっては負担があるわけですから、何とか広げる方向で検討していただきたいわけですが、今のその充足率ですか、70%、80%ということで、かなり逆に言うと余裕があるのではないかと思いますけれども、実際、ある特定の団地では余地がある。あるにもかかわらず、その基準があるから狭い幅になっているんだみたいな、そういった苦情といいますか、出ているわけですが、あくまでもこれは全部小樽市内については、敷地があるところがあっても全部統一の基準でなければならないということでしょうか。

○住宅課長

私どもは区画の大きさが2.3の5メートルということでつくってございまして、当然今までの駐車場の車の大きさというのも、いわゆる1.7メートルの4.7メートルということで規制かけてございます。そういった中では、当然大

きい車に乗ってる方、オーバーした方は許可できないという、こういうような状況で規制かけてございまして、そういった部分で皆さんにお願いして許可しているというような現状もありますものですから、今急にそういった大きさをという部分になりますと、当然そういった部分の要望というのにも出てくるのかなと。こういったことを考え合わせますと、現状での2.3メートルというのは、しばらくこの部分としてはなかなかその変更というんですか、その辺はちょっと難しいのかなというふうには考えてございますけれども。

○ 斉藤(陽)委員

先ほどご答弁いただいたんですけれども、来年度、平成13年度で一通りの整備は終了するということですが、その段階ですね、今までずっと整備してきているものを途中で基準を変えて急に広げるということになりますと、非常に不公平といえますか、出てくると思うんですが、将来的に、その一通りの13年の整備が終わった段階で、次の段階をにらんで基準を見直すとかということはお考えにはなりませんか。

○ 住宅課長

今後の考え方なんですけれども、当然13年度で大方の部分は整備は完了する予定でございます。そういった中では、今のその区画数に対しての承認台数等、そういった部分では80%、90とか100のところがございますけれども、こういった利用者の状況を見ながら、その辺は今後そういった段階に入ったときに判断してまいりたいというふうには考えてございます。

○ 秋山委員

老人保健事業について

決算説明書の中の5ページについてお尋ねしたいんですが、この中で老人保健事業というのがあります。その中で、年々医療給付額がふえることによって、市費負担がふえて一般会計よりの繰り入れが7,100万ほど増となっておりますという説明がありますが、この中の市費負担増、負担というのはどのくらいなのでしょう、割合。

○ (高齢)管理課長

老人保健事業の市費負担割合についてですけれども、医療給付に要する費用の負担割合につきましては、医療給付費の7割を保険者が持ちます。残り3割を国が2割、残りを道・市で半分ずつというような形になっております。もう1つは、老人保健施設とか介護協力病院の場合などは保険者が12分の6、国が12分の4、残りを道と市と12分の1ずつと、そういうような割合になってございます。

今回、11年度の決算についてですけれども、3割というか、保険者が7割持つ分については15億2,970万ほど。それから、事務費に関してですけれども、事務費については適正化推進事業といったものの取り組みについて国が2分の1、それから市が2分の1、それから、健康指導事業といったものについては道と市が2分の1ずつ持っておりますけれども、その部分に相当する部分が5,740万ほどございます。これで合わせて15億8,618万ほどありますけれども、昨年度の15億1,470万と比較いたしまして、今年度は7,148万9,000円多かったと、そういうような内容になっております。

○ 秋山委員

この老人保健事業というのは国の制度かと思いますが、年々高くなるということは、やはり一般財源からの繰り入れも年々高くなるということになりますね。

○ (高齢)管理課長

今委員おっしゃられましたとおり、老人人口の増ということがまず大前提にございますので、受給者の数がふえてございます。それから、受診率の伸び、1人当たりの総医療費についても伸びてございます。ですから、総体的な医療費の負担割合は、先ほど説明申し上げましたけれども、ふえてまいりますので、どうしてもふえていくというような状況になってございます。

○秋山委員

12年度から介護保険が導入になっておりますが、この影響はどうなりますでしょうか。

○(高齢)管理課長

老人保健事業の介護保険に移行する影響というんでしょうか、そういった部分なんですけれども、介護保険に移行するのは老人保健施設、それから訪問看護事業等ございますけれども、これらについては当初100%移行するというふうに考えておりました。ところが、3月末まで入居されている方で介護認定が「要」と適用とならない方におかれましては、経過措置でいらっしゃってもよろしいというようなこともございまして、全部が全部移っていない状況にあります。

それから、もう1つ、病院の方ですけれども、療養型病床群とか特例許可老人病院等については、当初見込みでは50%、まあ半分程度は行くのかなというふうに考えておりましたんですけれども、これもなかなか今現在の段階では見きわめることが難しい状況でありますけれども、ほとんどが施設の部分は変わってございますので、当然減るものというふうには見込んでおります。

○秋山委員

住宅事業について

使用料の経常経費に対する割合という部分が出ております。この割合なんですけれども、11年度は59.9%となりました云々というところがありますが、この割合は100%に近いほど好ましい状態だと思いますけれども、現実的な割合はどの程度と見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○住宅課長

先ほど委員おっしゃったように100%、特別会計ということでは収支を明らかにするということがございます。そういった中では、当然理想といたしましては100%と、こういうことになろうかと思います。ただ、残念ながら平成10年から家賃の制度改正がございました。そういった中では、前は限度額家賃ということで定額をとってございましたけれども、10年からは応能応益といえますか、収入あるいは住宅の設備に応じた家賃体制と、こういった中で、今回経常経費に占める住宅使用料の割合が約60%というあたりになろうかと思います。

ただ、理想的な部分として100とはいえますけれども、現実問題としては、委員おっしゃったような中ではなかなか難しいというような事情がございました。そういった中では、平成9年が70ぐらいでございました。これは当然そういった制度の中で限度額家賃として政策的に決めていった経過がございましたけれども、そういった中で、当然一般会計の繰り入れ等の政策的な部分もございまして、そういった中で判断されるものかなということで、この中ではどれが適正かというのはちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

○秋山委員

市税の収入について

あと、小樽市監査委員が出しております各会計の歳入歳出決算の中の16ページの中に、市税の収入についてということで17ページにわたって載っておりますが、その中で、市税は減となったけれども、固定資産税、たばこ税、都市計画税ではそれぞれ増となっているんだというところがありますが、ここの部分で増となった要因をどのようにとらえられていらっしゃいますでしょうか。

○資産税課長

資産税の方につきましては、昨年の決算から見まして大体1億数千万ほど上がってございます。その要因でございまして、土地につきましては課税宅地、いわゆる開発行為がございまして、これに対する増が約4,500万ほどになってございます。それから、家屋につきましてはマンションとかホテル、病院などが建築されまして、それにつきまして約1億7,000万ほど増になっております。ただ、償却資産につきましては、設備投資の減がございまして、残念ながら4,900万ほど落ちてございます。

○秋山委員。

去年と固定資産税なんかを比較してみましたが、1億9,000万ほどふえている。マイカル効果かなというふうに感じたんですが、そういう関係はありますか。

○資産税課長

マイカルにつきましては平成12年度の課税でありますので、来年からその対象になります。

○秋山委員

わかりました。

慈愛の塔について

では、もう1点だけ。前段の説明の中で事業の見直し云々という話が出ておりましたが、後日すればいいのかと思いますけれども、ちょっと出るか出ないかわかりませんので、1点だけお尋ねいたします。

決算書の132ページの中で、慈愛の塔維持管理経費というのが載っております。この慈愛の塔、字からいってもかなり懐かしい名前になっておりますけれども、これはいつぐらいから建設されて、短めにまとめて言いますけれども、今の現実に合わないのではないのかなと。この維持管理費をただ毎年出せばいいのかなというような感じでとらえておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○青少年女性室長

今、慈愛の塔というお話でございますけれども、実は当初は「慈愛の鐘」ということで、塔の上に放送設備があったわけでございます。この設置が昭和31年8月でございました。当時、この鐘の建設期成会というのができておまして、この期成会の会長は当時の安達市長でございました。その後、昭和45年7月に、この塔に今度は点灯施設が併設されました。これが実は昭和63年11月の台風で、放送設備、それから点灯設備も破損いたしまして、放送施設については老朽化が激しいということで、今現在はこの慈愛の塔という、火、ともしびですけれども、この慈愛の火という点灯施設だけが今あるわけでございます。

11年度決算の10万1,256円の内訳は、この点灯設備の電気料金が年間7万1,256円、実はこの慈愛の鐘がなくなった後に、各町内会に、子供たちが、例えば冬ですと5時になったら家に帰りましょうというふうな、そういった運動も展開しながら、実は街頭放送も現在も流しているわけです。その街頭放送の料金が年間3万円ということで、街頭放送では、間もなく6時になりますと、早く家の方に帰りましょうというので、そういったものを年間通して流しているということでございます。

それで、今、古いといいますが、そういう趣旨の委員のお考えが示されましたけれども、その点灯設備につきましては、水天宮の一番上の境内にあるわけですが、あの境内が非常に暗いということで、青少年が夜集まってくるというようなことで、そういった意味からもですね、青少年の健全育成ということから、まだ現在もそういう点灯設備も設置しているという状況にございます。

○秋山委員

今説明いただきました昭和31年につくられて、確かにあの当時私もまだ子供でしたが、よくメロディが聞こえてまいりました。でも、確かに安達元市長がかかわられた塔であっても、今の時代の流れからいって、確かに地元の要請というか期成会もあったということもわかりますけれども、たかが年間10万円ととらえるかというところで、もうそろそろ見直しもいいんじゃないかな。また地元の小学校といっても、堺小学校ですね。子供を見つけるのが難しいような地域ですし、そろそろそういう点を加味されて見直しもかけられてもいいのではないかとということを提案をしたいと思います。いかがなものでしょうか。

○青少年女性室長

先ほどもお話ししましたが、この点灯設備につきましては、水天宮の境内が非常に暗いということで、あそこが暑い時期に青少年が非常に集まってくる場所でございますから、これをなくすのはいかがかなというのが1

つgoざいます。

それから、街頭放送につきまして、これは全市的に、中心部ですけれども、やはり子供たちに呼びかけるということが、青少年の健全育成に幾らかでもつながっているのではないかとということでも考えておりまして、塔を撤去となりますと、またこれも解体費用等もかかりますので、ちょっと検討はしてみたいと思いますけれども、私どもは続けていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時10分

○委員長

会議を再開し、市民クラブの質疑に移します。

○大畠委員

不納欠損について

先ほどの書類審査の中で不納欠損額を中心に書類を見させていただきました。それについて質問をいたしましたけれども、過去5年間、今年度の不納欠損額が2億2,900万円、それで、過去5年間の額をお聞きしましたら、平成9年度が断トツで3億1,300万、その後、今年はその上位2番目といいますか、前年度よりも約3,400万、1.14倍多くなっています。この平成9年度の3億1,300万というのはなぜこのように多かったのか。そしてまた、今年は前年度と比べまして、今申しましたように約3,400万、この5年間では2番目に大きいということでございますが、これらの理由について何かございましたらお聞かせください。

○納税課長

平成9年度3億1,300万の不納欠損額、これにつきましては不良債権といいますか、長年差し押さえとか滞納処分してきた部分で見直した中で、結果ということでふえてございます。

それから、本年度は昨年度に比べまして約3,300万円ほどふえております。これにつきましては、一応、消滅時効という形で5年間経過した不納欠損している部分でございますが、これにつきましては景気回復のおくれによる長年の企業におきましての事業不振とか、そういったことが要因していると思いますし、また、1つは、先ほど平成9年度にもお答えしましたが、財産調査等を行いまして、担税力、税金を納める力のないもの、そういった企業につきましては滞納処分の執行停止を行いまして、そういうものを3年計画という形で消滅時効で不納欠損としたといったことが挙げられます。そういったことで前年度よりふえている状況でございます。

○大畠委員

確かに帳簿を見ておりまして、道市民税が1期100万を超える。4期で600万近くなる方がですね、一番右端の欄を見ると無財産というふうになっております。そうすると、この無財産になった理由ですね、いろんな経済上の問題があって自分の持っている財産を売らなければならなかった、そんなあらわれかなと、そのように、大変それがわかるような、身にしみてですね、書類を見させていただきました。

不納欠損については、私はそれしか今日見ておりませんでしたので、感想かたがた聞かせていただきました。

○大畠委員

廃棄物焼却処理施設用地について

次に、11年度の財産内訳書を見ますと、380と381ページですけれども、廃棄物焼却処理施設用地ということで平成3年、平成4年、平米数4万9,290平米、取得額が約1億9,700万、取得して記載されております。既に新焼却場も桃内に用地が決定しておりますし、また、伍助沢の処分場においても、この6月末をもって使用、その役目を終

えております。この土地については今後どのような目的にする考えがあるのか。その点をお聞かせください。

○環境部長

お答えする前に、取得額は1億何ぼでなくて1,900です。

○大畠委員

失礼しました。

○環境部長

この土地は、ご存じのとおり平成元年当時から進めてました、当時、新しい焼却処理場を建てるということで取得をしたものでございます。今委員からお話がありましたように、平成8年3月に策定しました現在持っている廃棄物の処理基本計画で焼却場を桃内の方に位置づけしたことにより、計画自体なくなっています。なくしたときに、特に跡地についてどうするというような状況にならないまま今日に至っているのが実態でございます。

ただ、今なお、平成3年か4年に都市計画上の都市施設ということで都市計画決定の位置づけがなっておりますので、今度新しい焼却場の計画にめどがついた段階で、そちらの方の都市計画決定をお願いするときに、この都市計画決定の部分の変更を建築都市部と協議をしてお願いをすると。まずそういったようなことの対応する中で、今委員から話がありましたように、小さな川を1本挟みますけれども、最終処分場の埋め立てが終了しましたので、その跡地の利用というふうなことも関連してくる要素もございますので、環境部で今のところ使うというふうなこと、具体的なものを持っておりませんが、一応庁内全体にいろんな検討をお願いするというふうなことになるかというふうに思います。

ただ、買った土地の条件がああいうようなところでございますので、なかなか制約が厳しいので、さっき言いました都市計画上の処理も含めて、若干具体的にするには時間が必要なのかなというふうに私どもは考えております。

○大畠委員

そうしますと、この名称については、都市計画決定の後日ですね、これは用途は変えるということですか。

○環境部長

実は、当然あそこで焼却場をするということはありませんので、別な目的があるとすれば、そういったように変えるということになりますけれども、ご存じのとおり、これは市の財産といっても土地開発基金で持っている財産でありますので、具体的に利用計画を立てた場合は、その所管のところで土地開発基金から一種の買い戻しみたいな処理も必要だというふうに承知しておりますので、その辺あたりの処理との関係の中で今委員おっしゃったことの事務処理をしていくことになるかというふうに思います。

○大畠委員

埋立処分場の管理について

続いて、閉鎖しましたごみ埋立処分場の管理といいますか、これはどのくらいの期間続けるんですか。

○環境部長

これからの管理は、最終、本当の覆土をこれからやりますけれども、それはごく短時間で終わるんですけれども、いずれにしても6月までごみを埋めてましたので、水処理、排水処理の関係はかなり相当長期間やらなければならないというふうに思っております。最低で5年、場合によっては10年を超えることもあるのかなというふうに見てございます。

○大畠委員

市内にも何カ所か沢や山を埋め立ててきて、現在そういう土地があります。その1つにからまつ公園の沢、それから、毛無山の今ワインさんが集中しているんだろうか、途中にある、ちょうど新光町から登ってくるあの平たんなどところ。そして、もう1つは、私の知ってる範囲ですよ、祝津の高島墓地、ちょうどお墓の隣。お墓の隣は採石場の跡に投げたわけでございますけれども、今でもまだ温かい水が、赤っぽい水が地域の住宅の側溝に流れ込んで

いる。そのような状況でございます。

今お聞きしますと、最低でも5年、水処理は5年、あるいは場合によっては10年、これ私は、かなりね、5年や10年で処理をやめられるような量のものが投げられているとは思ってないです。あの地域を何度も現場を見ておりますが、とにかくひどい、ひどいといいますが、本当にひどい水が、水というよりも、どろどろしたいろんなものを含んだ水が流れ込んでいる、池に。これは長期間管理をする必要があるだろうと、そのように思っております。

また、これは毛無のごみを投げた影響だと思えますけれども、地下水の中に今まで自然界にはないものが道の調査によって明らかにされていることも以前にお話ししたことがございます。クロロ何とかというものでございます。これも非常に発がん性が強いということでございます。あそこは当時は何の規制もなく投げていた地域でございます。そして、それが長年地下にしみ込んで、下の方に地下水として利用しているからでてきているんだろうと、そのように思っておりますので、この処分場についても、本当に長期間にわたって処理が必要な、監視が必要なと思っておりますので、その点を十分配慮していただきたいと、このように思っております。いかがですか。

○環境部長

伍助沢の最終処分場の後始末のことにつきましては、地元の町会と取り交わした協定でもありますし、それできちっと守る、水処理が一定の大丈夫というふうになるまで続けなければならないと思ひまして、私が先ほど最低でも5年、場合によっては10年というのは、一般的に最近の埋め立て基準のやっているような状況からするとそういうふうに行われていることから引いて申し上げましたけれども、単にそれにこだわることなく、水の状況が引き続き処理を必要とするような状況があれば、その間中は、極端なことを言うと10年でも20年でもやっていかなければならないというふうに。それは地元の皆さんとの約束でありますので、それはきちっと履行してまいりたいと思ひます。

○大島委員

お願いします。

駅前ビルについて

次に、建築都市部にお尋ねいたします。

駅前ビルについてお尋ねいたしますけれども、あそこは土地開発によってビルが整備されてもう随分なりませんが、その間、今までに国際ホテルの問題やら、3ビルについては特にいろいろな問題がございました。それも経営者がかわり、また、小樽市がいただかなければならなかったいろいろな債権も調停によって解決されたと、そのように伺っております。この駅前ビル管理株式会社というのは、どのような仕事をしているのかお聞かせください。

○都市環境デザイン課長

小樽駅前ビル株式会社の経営状況というか営業でございますけれども、今委員がおっしゃられましたとおり、昭和44年から小樽市が行いました小樽駅前地区市街地再開発事業で建てられた3つのビル、この管理運営を行っている会社でございます。

○大島委員

テナント数、どのくらいあるんですか。

○都市環境デザイン課長

第1ビルにおきましては約55のテナント、区分所有者がでございます。それと第2ビルにつきましては、これはマンション等もでございますけれども、84のテナントがでございます。第3ビルにおきましては全部で19のテナントということでございます。

○大島委員

これは組合もたしかつっておりますし、共益費の集金、それらの集金と支払いをやっているのが主な仕事だと思っておりますが、いつかの新聞にも出ておりましたけれども、水道料の滞納だとかいろんな大きな問題がこの第

3 ビルのテナント19の中の一つの核になっております国際ホテルの問題がございました。

前段で申しましたように、ここも現在の方が買われて、残っていた前任者の負債も引き受けたやに聞いております。そしてまた、それも裁判によって約束をされたと、調停がありまして、それを含めたものを引き受けたと聞いております。これらは順調に払われているのかどうなのかお聞かせください。

○都市環境デザイン課長

今ホテルのお話がございましたけれども、昨年の10月に所有権が移転されております。そのときに、それまで以前にありましたいろんな調停での和解金であるとか、それまで支払われてなかった分につきましても、処理について、された方がそれを引き継ぐということで、我々としても一つ安心したところでございます。

その後の状況ということでございますけれども、やはりいろんなリニューアルであるとかということで、新たな所有者におかれましてもいろいろな面での経費がかかっているということもあろうかと思えます。そういうようなことで、若干共益費等の滞りというものが一部生じているというふうに聞いております。

○大島委員

若干というのは幾らですか。

○都市環境デザイン課長

正確には全体額把握しておりませんけれども、数千万というふうに聞いております。

○大島委員

そのうち市にかかわるものについてはどのくらいあるんですか。

○(水道)営業課長

確かに滞納部分はございますが、滞納者につきましても私どもにとりましてはお客様でございますので、直接的にはちょっとお答えできないということでございます。

○大島委員

3ビルは、今申しましたように、今テナント数はさっき言いました158ですか、約158のテナントの関係がおりますけれども、水道局は、課長いいですか、水道局はこのテナントと契約をしているのではないですね。ビル会社と契約を結んでいるんですね。そうすると、ビル会社は支払いの優先順位を決めているのではないですか。集金したものを支払う、この支払先は、今水道局はご答弁してましたけれども、支払先はビル会社の責任でやってるわけですね。この点についていかがですか。

○都市環境デザイン課長

3つのビルの管理運営をしておりますので、それぞれ独自に所有者から占用料であるとか共益費、そういう部分を徴収いたしまして、それぞれの電気会社であるとか警備会社であるとか、それぞれの会社はその使用料等を支払っているということでございます。

○大島委員

そうすると、その順番が水道局にしわ寄せが来ているんだと、そのように解釈をしてよろしいでしょうか。

○都市環境デザイン課長

駅前ビル株式会社といたしましても、当然自己の借り入れの中でいろいろとやりくりをしておりますけれども、なかなか会社の力等もございますので借り入れにも限度がございます。そういう意味から、市の事業で行った3つのビルでもございますので、その管理をいただいているという点から、小樽市の水道局に対してそういう部分をお願いしているという、そういうこともございます。

○大島委員

それでは水道局にお尋ねいたしますけれども、総額でどのくらいの滞納額があるのか、11年度で結構です。それと件数をお聞かせください。

○(水道)営業課長

今のは全体ですね、滞納。件数としましては、先ほど現年度分、滞繰分も含めて言いましたけれども、一応現年度分だけで言いますと、水道が3億6,300万、それから下水道が2億5,800万でございます。一応これは3月31日で終わるものですから、今現在、その分、水道であれば3億6,300万が6,000万になって、だんだん分割してでも、おくれても納まってきました。収納率は今現在98%ぐらいです。

○大島委員

それは現年度、11年度分がこの額なんですか。

○(水道)営業課長

そうです。

○大島委員

そうすると、累積の分がございますね。足したらどのぐらいなんですか。

○(水道)営業課長

先ほど渡部委員にお答えしました4億7,963万6,000円でございます。これは上水道です。下水道が3億2,303万4,000円でございます。

○大島委員

そうすると、このうち今の大口の、大口ですよ、会社名はよろしいです。大口で上位5社ということになれば、どのくらいになってるんですか。

○(水道)営業課長

上位5社ということで、大体の額でお知らせしますけれども、1番が5,000万のものでございます。2番が1,000万のものでございます。3番が700万です。4番、5番で400万でございます。

○大島委員

そうしますと、この一番大口の5,000万というところが第1ビルから第3ビルの中のあるテナントだというふうに考えてよろしいですか。

○水道局長

推測されると恐縮でございますけれども、やはり私ども、お客さんでございますので、特定のものについての滞納額ということについては答弁を差し控えたいと思います。

○大島委員

それは局長わかりますよ。しかし、あなた方は一般の市民の水道をとめるじゃないですか。悪質だという名のもとに水道をとめますということをやっているんじゃないんですか。そして、片や5,000万。それではお聞きしますけれども、ビル会社とはどういうやりとりやっているんですか、お聞かせください。

○水道局長

一般の家事用の分でございますけれども、これは私ども条例上で給水栓をとめていいということになってございますけれども、やはり各ご家庭のご事情がございますので、いたずらに水をとめるということになりますと大変な状況になりますので、これにつきましては、私ども、悪質でないかなと思われるものについてのみ給水栓の停止を申し入れますけれども、これについてもお話し合いの中でですね、給水栓をとめて何カ月もいるということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、今の駅前ビルの関係でございますけれども、これにつきましては、駅前ビルの方とお話し合いをしながら、分納という形の中で納めていただいておりますので、私どもとしてはこれからもお話し合いの中でですね、駅前ビルとお話し合いしながら納めていただくということで考えていきたいと思っております。ただ、今お話ししましたとおり、駅前ビルが管理してますのはテナント含めまして相当の数でございます。ですから、ここを、今委員が盛

んにおっしゃってますけれども、その部分で水道の問題となりますと、全体の運営ということがやはりあるのでしょうかと思いますし、それらについては駅前ビルの方と話し合いながら分納で納めていただいているという状況でございます。

○大畠委員

経営者がかわってからどのくらいになるのか、まだ1年少しですか、だと思いますけれども、この間の水道料金というのは順調に入っているんですか。

○(水道)営業課長

駅前ビルの方から分割をして入っております。この1、2、3ビル足して、この中で一部ちょっとおくらしている分ありますけれども、入っております。

○大畠委員

私の聞いているのは、その大きなテナントの分が入ってるんですかと聞いているんですが、順調に入ってるんですね。間違いはないですか。

○(水道)営業課長

間違いございません。

○大畠委員

今、局長の答弁の中で、一般の方の水を何カ月もとめないというお話、何カ月もとめるなんていうことはないと言ってますけれども、これは当たり前の話ですよ。以前に私お聞きしました。水をとめるよという通知をするとすぐ対応してくる。そういう答弁を以前にいただいているですよ。水何カ月もとめられたら、これはどうなりますか。考えてくださいよ。

このように多額の未納額があります。いずれにしましても契約しているのはビル管理でやっているわけですから、これは営業努力をしまして、やはり少しでもふやすことなく、減らす努力をしていただきたいと、そのように思いますが、いかがですか。

○水道局長

駅前ビルの管理につきましては、駅前再開発ができたとき以来、3つのビルの管理をしているということでございますので、それはまた小樽市の核となる駅前の事業でもございます。ですから、その小樽市の政策的な問題とあわせまして、今委員がおっしゃいますとおり、私どもの水道料金についても話し合いを進めながら、できるだけ滞納を少なくする手だてはしなければならないというふうに思います。

○大畠委員

フィッシュミールの問題について

最後に、ミールの問題で1点だけ質問します。市長のお考えをお聞きしたいと、こう思います。

11年度の決算報告を見ましたが、これは97ページの頭、47、これは全くこのミールに関しての数字が入っておりません。1定でも質問いたしまして答弁いただいております。市長は、未収金につきましては引き続き今後とも連帯保証人に対して話し合いを続けてまいりたいと考えておりますと。多額の未払い金が残っていることは大変残念なことでありますが、今後も話し合いを続けていきたいと。その結果、話し合いを続けた結果がこのように決算書にあらわれているのだらうと思います。

何回も私も質問し、答弁もいただいております。そしてまた、その議会の質問の中でいろいろな書類の不備といいますが、支払い期日についても不備も発見されたり、また、分譲したはずの面積がですね、欠落していたりと、そういうことも判明しております。

それで、この問題については、私は平成9年から取り組んでいるんですけれども、お聞きしますところによると、平成9年以前といいますが、8年までの資料はないんだと。記録がないということもお聞きしております。いずれ

にしても、来年の3月の末がこれは約束の期日でございます。

その後どうする考えなのかわかりませんが、いずれにしても、この1億5,700万、しかも、これは小樽市が一般財源から1億2,000何百万もお金を公害事業団に払い込んでいるわけですから、本来であれば使用料でそれを支払うものが、未納のために一般財源からこんな多額のものを持ち出されなければならない。これは私がいつも言うように、質問の中で、例えば今の水道料の問題も出しましたし、国保や税金やいろいろな問題と対比をしながら質問をしてまいりました。そして返ってくる答えはいつも同じ答えでございました。私も今答弁をいただいた多くの関係者がございますけれども、その方々と会うときには、あら、またミールかと、そのように私の目には映っております。

そして、市長も平成2年から深くかかわっておりまして、今市長という立場にございます。これは本当にもう決断の時期が近いというふうに思っております。顧問弁護士も小樽市にいますので十分協議をしていただきたい。そして、しかるべきときに決断をしなければなりませんので、まず、とりあえずは弁護士と協議をしていただきたい。できれば早い時期にしていだきたいと、そのように願っているんですが、いかがですか。

○市長

フィッシュミールの問題につきましては、本当にいろいろとご心配をおかけしておりまして、大変申しわけなく思っております。

それで、弁護士ともいろいろ協議しまして、1つは、未納金の処理の方法について3つの方法があると。1つは、ご承知のとおり毎年時効を迎えるということですね。それから、全体を権利放棄をするということで、議会の議決によって放棄をすると。それから、裁判所に支払いの命令を申し立てて確定判決を待って財産処分をするというふうな3つの方法があるのではないかと、こういうお話をいただきました。

それで、当面は、来年3月に来ます時効の問題がありますので、今ずっと話し合いをまだ継続して進めております。幾らか理解も少しずつ得られつつあるというような状況ですので、何とか3月末までにお話し合いがうまくいけばいいなということで、今期待を込めながら話し合い進めてますので、もうちょっと時間をかけてください。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党に移します。

○横田委員

平成11年度決算について

質問最後になりました。11年度決算を終えて財政の構造についていろいろお聞きしようと思いましたが、先ほど渡部委員の方からる質問あるいは答弁がございましたので、重複を避けまして、若干の部分についてご質問させていただきます。

企業に例えますと、体力といいましょうか、健全度を図る指数、経常収支比率、それから財政力指数、公債費比率ということでお聞きいたしますが、最初に、経常収支比率が11年度決算で93.3%ということで、2ポイント上がったという、上がったといいましょうか下がったといいましょうか、硬直度が若干解消されたということなんですが、9年度は98.9%、今度もかちんかちんの状態だと思ったら、これが9年度、2年間を経て5ポイントほど下がっておりますが、これはこういった原因によるものでこの数字になったのか、これをまず1点お聞きいたします。

○財政課長

確かに9年度のときは98.9%ということで、過去一番高かった時期でございます。この時期と申しますのは、いわゆる国全体で収支比率が大変悪くなった時期でございまして、地方の財政対策を普通交付税で見ないで起債で見るということでございました。したがって、この経常収支比率を出す上での分母の数字が、普通交付税が非常に減った時期でございますので、そういう意味で比率が上がったということでございます。このまま比較するには

レベルが違うといいますが、そんな状況がありますけれども、11年度に下がった理由につきましては、先ほども言いましたように逆に普通交付税が多く交付されたために比率が下がったということでございます。

○横田委員

解説にも書いてますが、70%から80の間に分布するのが好ましいと。80超えると非常に硬直化して、新しい事業等々行政需要にこたえられないということもありますが、どうなんでしょうか、90%を切って80%台に持っていけるような見通しといいでしょうか、その辺はどういう見通しを立てているんでしょうか。

○財政課長

比率を80%に持っていくと申しますのは大変難しい課題であろうと思います。それで、今行政改革の方でも全道他都市並みの経常収支比率を目指そうという形でうたわさせていただきましたので、そのレベルでいきますと90%を若干切るぐらいかなというのが一つの形になってございます。

それで、この経常収支比率、実際70から80が健全とされておりますけれども、今申し上げましたように、その時期によって、地方の財源対策を交付税で見るか起債で見るかというのを国がやりくりしておりますので、この基準自体が今相当ずれてきているというのは国も認識してございます。そういう意味では、新たなこの経常収支比率の尺度というのが出てくるかと思しますので、そのような中で私どもとしては新たな目標を設定していきたいというふうに考えております。

○横田委員

同じスタートラインにするといいでしょうか、なるのはちょっとできないかなと思う。例えば帯広なんか84～85%ぐらいですね、これを見ますと。ぜひ80%台を確保できるようにしていただければと思います。

それから、経常収支比率の関係でもう1点、括弧内の難しくてよくわからないんですが、減税補てん償は何か読み方に意味はありますか。

○財政部長

平成6年度から、ご存じのように減税が始まってございます。それで、その減税をすることによって市税の額が落ちます。市税の額が落ちますと、今の収支比率を出す上の分母が減ります。そして比率が上がるという形になります。それで、一時期そういう措置のために比率が動いているということで実態がわからなくなりますので、それで減税の措置になって市税が落ちた部分は減税補てん償として起債を発行し、その償還は100%交付税で措置されるという、いわゆる実損がないという形になっておりますので、減税した部分の税収があったというふうに考えたときの数字がその括弧の中の数字でございます。それでいきますと分母がふえるという形になりますので、おおむね傾向としては比率は下がっていくという形になります。

○横田委員

財政力指数が0.476ですか、減少しているということですが、これは、これも1に近いほどいいということですから、財政力が弱くなったということで理解してよろしいんですか。

○財政課長

そのとおりでございます。それだけ交付税に依存する割合が高くなってきておりますので、財政力として弱くなってきているということでございます。

○横田委員

次に、公債費比率は先ほど来から何度もご質問ありましたので割愛いたします。

この3つの指数を見ますと、いずれも単年度で6年ぶりに赤字から黒字に転換したということで、一見ですね、何か財政いいのかなというような気がするんですが、いずれの指数も何かちょっと厳しいのかなという認識を持っていますが、硬直化がさらに進んだという、全体を見てですね、いろんな項目ももちろんございますでしょうけれども、がちがちというか、数字的にはさっき言ったような傾向なのでしょうけれども、大きな認識としては財政の硬直化

がまだ進んでいるということによろしいですか。

○ 財政課長

歳出面では、職員数の減少などによって人件費を相当抑えてきておりますので、そういう意味では内部努力の中で硬直化を何とか少しでも改善したいという方向が出てきています。それで、全体としてのことを申し上げますと、歳入の部分で普通交付税によって左右されている部分がありますので、そういう面においては、トータルと見ますと財政構造的にはそんなに大きな変化はないのかなとは考えてございます。ただ、先ほど申しましたように、歳出の中身が変化してきておりますので、その部分の努力をさらに続けて、この辺の構造も改善していきたいというふうには考えております。

○ 横田委員

先ほどの財政部長のご答弁で、4定あたりに財政の健全化計画の、具体的なといいましょうか方策が出されるということですが、市長にお尋ねしますが、それを踏まえてですね、こういうものを例えば目玉にして、腹づもりといいましょうか、4定に報告したいなというものがございしますれば、財政の健全化の関係だけで結構でございますが、あればお願いします。

○ 財政部長

健全化計画、向こう5年間くらいの中期的なものということで考えてございます。それはやはり総合計画における第2次実施計画、見直しをかけてまして、事業を積み上げてございますから、そういう中では、やはり政策的なものがそこに盛り込まれてくる、事業としましてはですね。それが1つございます。

それから、管理経費の削減ということを主眼にして行政改革というのは引き続いて進められていくというふうに思ってますから、そういう歳入歳出、両面を見た中で健全化を、先ほど言いました15年がどうしても一番厳しいときを迎えてくるというところを見据えてつくっていかねばならないというふうに思ってますので、4定に示す中でまたご議論いただきたいというふうに考えてございます。

○ 横田委員

最後に、特別会計の土地の取得事業。1億の予算で執行が90数万ですか、1%に満たない執行率となっている。我々通常考えるには、1億の予算を立てる場合には、例えば土地を取得しなければならない、あるいはこういう予定があるということで予算を立てるのかなと思いますが、閉じてみたら一銭も使わない、管理費的なものしか使わなかったという予算の立て方は、どうなんでしょうか。

○ 財政課長

この土地取得事業会計と申しますのは、ご存じのように土地の先行取得、公共用地の先行取得をするために設けております会計で、先ほどちょっとお話ししました土地開発基金で取得する土地をこの会計を通して取得するものでございます。それで、予算1億で確かに全額使わないで残しましたけれども、私どもとしては、市の全般のいろいろな事業をやっていくときに、どうしても関連で公共用地として市で買い上げなければ、処理のできないような場合が出てまいります。その場合も、予定のつかない緊急の要件でそういう事態が起きることもございます。そういうことに対処するために当初予算で1億の予算をつけさせていただいておりまして、その年度によっては数千万の執行になることもありますし、その年度によっては使わない。ただ、ここ数年、決して1億ほど執行があるわけではございませんので、来年度以降、その金額等の積算の仕方、計上の仕方については検討してまいりたいと思います。

○ 委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。